

第三十一回国会
衆議院
社会労働委員会議録 第二十三号

(四〇八)

昭和三十四年三月二十五日(水曜日)

午前十一時八分開議

出席委員

委員長 關田 直君

副委員長 理事大石 武一君

理事田中 正巳君

理事藤本 勉助君

理事五島 虎雄君

理事澤井 理事

小川 半次君

藏内 修治君

田邊 國男君

亘 四郎君

伊藤よし子君

岡本 隆一君

堤 ツルヨ君

八木 一男君

出席國務大臣 厚生大臣

労働大臣

出席政府委員 厚生政務次官

労働政務次官

専門員 川井 章知君

三月二十日

委員田邊國男君辞任につき、その補委員に選任された。

同月二十四日

委員山田彌一君辞任につき、その補委員に選任された。

同日

委員小枝一雄君辞任につき、その補欠として山田彌一君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十五日

委員古川丈吉君辞任につき、その補欠として田邊國男君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十六日

委員古川丈吉君辞任につき、その補欠として田邊國男君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十七日

医療法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八三号)

同月二十八日

消費生活協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八四号)

同月二十九日

医療法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八五号)

同月三十日

タリーニング業法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八六号)

同月二十一日

法律案(大石武一君外九名提出、衆院提出第一八七号)

同月二十二日

結核療法案(坂本昭君外九名提出、参考法第九号)(予)

同月二十三日

タリーニング業法の一部を改正する法律案(大石武一君外九名提出、衆院提出第一八八号)

同月二十四日

田中正之君紹介(第二七六四号)

同月二十五日

田中正之君紹介(第二七六五号)

同月二十六日

同(天野光晴君紹介)(第二七六六号)

同月二十七日

同(橋本正之君紹介)(第二七六七号)

同月二十八日

精神薄弱児(者)対策促進強化に関する請願(橋本正之君紹介)(第二七六八号)

同(青木正君紹介)(第二七六九号)
 同(演田幸雄君紹介)(第二七六五号)
 同(中村時雄君紹介)(第二七六六号)
 同(平岡忠次郎君紹介)(第二七四一
 号)
 同(佐野憲治君紹介)(第二六三一
 号)
 同(森本高一君紹介)(第二六三二
 号)
 同(野口忠夫君紹介)(第二六三三
 号)
 同(細田義安君紹介)(第二六三四
 号)
 同(増田甲子七君紹介)(第二六三五
 号)
 同(森本七君紹介)(第二六三六
 号)
 同(田中正之君紹介)(第二六三七
 号)
 同(高田富之君紹介)(第二七三八
 号)
 同(田中正之君紹介)(第二七三九
 号)
 同(中原健次君紹介)(第二七四〇
 号)
 同(平岡忠次郎君紹介)(第二七四
 号)
 同(杉山元治郎君紹介)(第二七三六
 号)
 同(片山哲君紹介)(第二八〇四号)
 同(床次徳二君紹介)(第二七七一
 号)
 同(甲子七君紹介)(第二六四五
 号)
 同(門司亮君紹介)(第二六四五
 号)
 同(杉山元治郎君紹介)(第二七三六
 号)
 同(片山哲君紹介)(第二八〇三号)
 同(床次徳二君紹介)(第二七七〇
 号)
 同(本島百合子君紹介)(第二
 七三七号)
 同(床次徳二君紹介)(第二七七
 〇号)
 同(片山哲君紹介)(第二八〇三号)
 同(小松信太郎君紹介)(第二八〇六
 号)
 同(小松信太郎君紹介)(第二八〇六
 号)
 同(片山哲君紹介)(第二八〇三号)
 同(三池信君紹介)(第二七三一
 号)
 同(三和精一君紹介)(第二六四一
 号)
 同(山口喜久一郎君紹介)(第二六四
 八号)
 同(三和精一君紹介)(第二六四一
 号)
 同(中村三之丞君紹介)(第二七七
 二号)
 同(宇都宮徳馬君紹介)(第二六七
 六号)
 同(福田篤泰君紹介)(第二七四一
 号)
 同(岡崎英城君紹介)(第二六二
 二号)
 同(中村三之丞君紹介)(第二七
 七三号)
 同(川島正次郎君紹介)(第二六
 三〇号)
 同(川島正次郎君紹介)(第二六
 三〇号)

酒癖矯正院設立等に関する請願(増田甲子七君紹介)(第二六四三号)

田甲子七君紹介(第二六四三号)
 同(門司亮君紹介)(第二六四四号)
 同(杉山元治郎君紹介)(第二七三四
 号)田甲子七君紹介(第二六四三号)
 同(門司亮君紹介)(第二六四四号)
 同(杉山元治郎君紹介)(第二七三四
 号)田甲子七君紹介(第二六四三号)
 同(門司亮君紹介)(第二六四四号)
 同(杉山元治郎君紹介)(第二七三四
 号)

同(保岡武久君紹介)(第二七六九号)
 はり、きゅう術の科学的研究所設立
 に関する請願(片山哲君紹介)(第二
 八〇一号)
 は本委員会に付託された。

三月二十四日

戦傷病者のための単独法制定に
 関する陳情書(垂水市松原鹿児島県傷痍
 軍人会岩元喜太郎)(第四四一号)元満州及び北朝鮮地域の遺骨処理に
 関する陳情書(滋賀県議会議長丹波
 重蔵)(第四四八号)身体障害者の無きよ出国家年金制度
 実施に関する陳情書(大阪市住吉区
 粉浜本町二の六鶴谷京子外一万八千
 六十五名)(第四四九号)中小企業退職共済制度の法制化に
 関する陳情書(神戸商工会議所会頭岡
 騒真一)(第四六〇号)職没者遺族の待遇に関する陳情書
 (山口県大島郡東和町和田大島郡遺
 族連合会長羅福順一外九名)(第四九
 四号)年末等の失業対策事業費増額に
 関する陳情書(伊丹市議会議長石橋英太
 郎外九名)(第四四五号)ハンゼン氏病の国民年金制度適用に
 関する陳情書(青森市大字石江字平
 山一九松丘保養園高橋由太郎)(第四
 九六号)国民年金制度実施等に関する陳情書
 (愛媛県町村会長藤堂滿義)(第四九
 七号)国民健康保険の財政確立に関する陳
 情書

酒癖矯正院設立等に関する請願(増
 田甲子七君紹介)(第二六四三号)
 同(門司亮君紹介)(第二六四四号)
 同(杉山元治郎君紹介)(第二七三四
 号)

情書（愛媛県町村会長藤堂滿義）（第四八号）	戦没者遺族の扶助範囲拡大等に関する陳情書（山口県玖珂郡錦町高根遺族会長山本昌需）（第五七五号）
中小企業退職金共済法案に関する陳情書（大阪商工会議所会頭杉道助）（第五〇五号）	酒害対策事業推進に関する陳情書（東京都千代田区神田錦町一の六酒害防止対策審議会代表清瀬一郎）（第五二三号）
結核医療費国庫負担増額等に関する陳情書（門司市議会議長末松喜一）（第五三〇号）	本日の会議に付した案件
石炭鉱業合理化臨時措置法による炭鉱買上げに伴う離職者対策に関する陳情書（東京都文京区閑町一七七全国鉱業市町村連合会長坂田九百）（第五三一号）	社会福祉事業法の一部を改正する法律案（内閣提出第六六号）（参議院送付）
戦没者遺族年金支給に関する陳情書（山口県龍毛郡上関町長嶋末富貴雄）（第五三二号）	船員保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一八三号）
戦没者遺族の処遇等に関する陳情書（山口県玖珂郡錦町須川玖珂遺族連合会長斎藤回天）（第五四一号）	医療法の一部を改正する法律案（内閣提出第一八四号）
母子福祉予算増額等に関する陳情書（盛岡市六日町松坂タケ）（第五七〇号）	消費生活協同組合法の一部を改正する法律案（内閣提出第一八四号）
社会保険の総合的対策樹立に関する陳情書（大阪市北区中之島二の二五関西経営者協会長松原与三松）（第五七二号）	中小企業退職金共済法案（内閣提出第一一六号）
結核予防費の国庫補助増額に関する陳情書（鹿児島県町村議会議長現王國直吉）（第五七三号）	第一大坪委員長代理　これより会議を開きます。
失業対策事業費国庫補助増額に関する陳情書（鹿児島県町村議会議長長谷川正吉）（第五七二号）	去る二月二十六日付付託になりました船員保険法等の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。まず大臣。
「千分ノ八」に改める。	前項ノ規定ニ拘ラズ當分ノ間保険料率ハ左ノ通りトス
「五百五十九条第五項」を次のように改める。	一 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因り失業保険金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ千分ノ百六十九
「五百五十九条第一項中「三分ノ二」を	二 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノ一二該当スルニ因リ失業保険金ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ千分ノ五百五十八
「五百五十九条第一項中「三分ノ二」を	三 第二十条ノ規定ニ依ル被保険者ニ付テハ千分ノ四十二
「五百五十九条第一項第一号中「百六十九分ノ五十一・五」を	四 第二十一条ノ規定ニ依ル被保険者ニ付テハ千分ノ四十二
「五百五十九条第一項第一号中「百六十九分ノ五十一・五」を	五 第二十二条ノ規定ニ依ル被保険者ニ付テハ千分ノ四十二
「五百五十九条第一項第一号中「百六十九分ノ五十一・五」を	六 第二十三条ノ規定ニ依ル被保険者ニ付テハ千分ノ四十二
「五百五十九条第一項第一号中「百六十九分ノ五十一・五」を	七 第二十四条ノ規定ニ依ル被保険者ニ付テハ千分ノ四十二

第一大坪委員長代理　これより会議を開きます。	を「四分ノ一」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。
去る二月二十六日付付託になりました船員保険法等の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。まず大臣。	第一二八条第一項中「三分の二」を「四分の一」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。
前項ノ規定ニ拘ラズ當分ノ間保険料率ハ左ノ通りトス	第二条　失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）の一部を次のように改める。
一 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因り失業保険金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ千分ノ百六十九	第二十八条第一項中「三百四十五分ノ四十三・五」を「五百五十分ノ四十七」に、「百五十八分ノ百十一」
二 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノ一二該当スルニ因リ失業保険金ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ千分ノ五百五十八	六・五」を「百五十八分ノ百十一」に改める。
三 第二十条ノ規定ニ依ル被保険者ニ付テハ千分ノ四十二	（失業保険法の一部改正）
四 第二十一条ノ規定ニ依ル被保険者ニ付テハ千分ノ四十二	第二十八条第一項中「三分の二」を「四分の一」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。
五 第二十二条ノ規定ニ依ル被保険者ニ付テハ千分ノ四十二	第二条　失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）の一部を次のように改める。
六 第二十三条ノ規定ニ依ル被保険者ニ付テハ千分ノ四十二	第二十八条第一項中「三分の二」を「四分の一」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。
七 第二十四条ノ規定ニ依ル被保険者ニ付テハ千分ノ四十二	第二条　失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）の一部を次のように改める。

標準報酬等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	三,000円	三,500円未満
第二級	四,000円	三,500円以上四,500円未満
第三級	五,000円	四五,000円以上五,500円未満
第四級	六,000円	五六,000円以上六,500円未満
第五級	七,000円	六五,000円以上七,500円未満

ノ百十四・五」を「百六十九分ノ百十六・五」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

十六・五」に、同項第二号中「百五十分ノ四十三・五」を「五百五十分ノ四十七」に、「百五十八分ノ百十一」

六・五」を「百五十八分ノ百十一」

ノ百十四・五」を「百六十九分ノ百十六・五」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

十六・五」に、「四日」を「三日」に改め、同条第六項を削る。

第三十八条の九第五項中「六日」

三十条第四項」を「第三十条第三項」に改める。

第三十八条の十五第二項中「千分の十六」を「千分の十四」に改め、同条第三項を削る。

第三十八条の十一第三項中「第三十条第三項」に改める。

第三十条第三項」を「第三十条第三項」に改める。

第六級	八,000円 廿五,000円以上 八,500円未満
第七級	九,000円 廿五,000円以上 九,500円未満
第八級	一〇,000円 二五,000円以上 一〇,000円未満
第九級	一一,000円以上 三〇,000円未満
第一〇級	一二,000円以上 三五,000円未満
第一一級	一三,000円以上 四〇,000円未満
第一二級	一六,000円以上 四七,000円未満
第一三級	一九,000円以上 五〇,000円未満
第一四級	二三,000円以上 五五,000円未満
第一五級	二七,000円以上 六〇,000円未満
第一六級	三一,000円以上 六七,000円未満
第一七級	三五,000円以上 七五,000円未満
第一八級	三九,000円以上 八五,000円未満
第一九級	四三,000円以上 九五,000円未満
第二〇級	四七,000円以上 一〇,000円以上

第二十八条中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改める。

第二十九条第一項中「前条の規定による記録をした後、」を削り、同条第四項中「記録した事項」を「第一項の規定により事業主に通知した事項」に改める。

第三十四条第一項及び第三項中「千分の五」を「千分の六」に改める。

第八十一条第五項を次のように改める。

5 前項の規定にかかわらず、当分の間、保険料率は、次のとおりとする。

一 第一種被保険者について

第一条 この法律中第一条及び第四条並びに附則第二条から附則第五条まで、附則第七条から附則第九条まで及び附則第十二条から附則第十八条までの規定は昭和三十四年六月一日から、第二条及び第三条並びに附則第六条の規定は同年

(施行期日)

二 第二種被保険者について
は千分の三十五

三 第三種被保険者について
は千分の三十一

四 第四種被保険者について
は千分の三十五

附 則

四月一日から、附則第十条及び附則第十一一条の規定は同年五月一日から施行し、この法律による改正後の失業保険法第二十八条及び日雇労働者健康保険法第二十八条の規定は、昭和三十四年度以降の費用について適用する。ただし、第一条中船員保険法第五十八条の改正規定は同年四月一日から、第二条中失業保険法第三十三条第一項及び第三十八条の十五第二項の改正規定は同年五月一日から施行し、この法律による改正後の船員保険法第五十八条の規定は、昭和三十四年度以降の費用について適用す

この法律による改正後の船員保険法第五十八条の規定は、昭和三十四年度以降の費用について適用する。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

の額（加給金の額を除く。）を当該各号に規定する額とする。ただし、第三号に掲げる老齢年金については、その受給権者が六十歳（厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第百十七号）により同法第十三条中「六十歳」と以下この条及び次条において「交渉法」という。）附則第七項の規定

正後の船員保険法第三十五条の規定に準じて計算した額とする。
第三条 昭和三十四年六月一日において現に船員保険法第五十条第一号の規定による遺族年金を受ける権利を有する者に支給する当該遺族年金（その者が失職し、又は所

在不明となつた場合に同法第五十九条ノ四又は第五十条ノ五第二項の規定により支給する遺族年金を含

る額とする。
る）については、次の各号の区分
に従い、それぞれその額（加給金
の額を除く。）を当該各号に規定す

一 次号及び第三号に掲げる遺族年金以外の遺族年金 前条第一項第一号に規定する額の二分の一

一に相当する額（この額が一万四千八百八十円に満たないときは、一万四千八百八十円とする）

る。)
二 その額が、交渉法第十二条の
規定により計算された老齢年金

の額の二分の一に相当する遺族年金 前条第一項第二号に規定する額の二分の一に相当する額

三 その額が交渉法第二十六条の規定により計算された遺族年金 二万四千円に平均標準報酬

月額の千分の六に相当する額に二百四十を乗じて得た額を加算した額の二分の一に相当する額

四月一日和三一四年五月一日海事
にて現に船員保険法による障害年
金を受ける権利を有する者に支給
する当該障害年金については、そ

の額（加給金の額を除く。）が、二万円に満たないときは、これを二万円とする。

昭和三十四年六月一日において
現に船員保険法による寡婦年金、
鰥夫年金又は遺児年金を受ける権

利を有する者に支給する当該寡婦年金、鳏夫年金又は遺児年金について、その額へ加給金又は増額

金の額を除く。)が、一万円に満た

る障害手当金であつて、同年六月一日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

第十六条 この法律による改正後の厚生年金保険法第八十一条第五項に定める保険料率は、同条第四項の規定により昭和三十九年四月三十日までに行われるべき再計算の結果に基き、改定されるべきものとする。

月に係る厚生年金保険の保険料については、なお従前の保険料率による。
(厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正)
第十八条 厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部を次のように改正する。

船員保険、失業保険、日雇労働者
健康保険及び厚生年金保険について
保険料率及び国庫負担を調整し、こ
れらの保険財政の均衡を図るととも
に、給付内容の改善等を行う必要があ
る。これが、この法律案を提出す
る理由である。

○坂田国務大臣　ただいま議題となりました船員保険法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

政府は、つとに国民生活の改善向上を目指しまして社会保険施策の推進に

努力して参ったのであります、幸い

なつておるのであります、この報酬
比例部分について、現行法では平均標準
報酬月額の百五十分の一に被保険者
であつた期間の月数を乗じて算出して

保険法と同様船員保険法による失業保険金の支給に要する費用については、現行の三分の一の国庫負担率となつておりますのを四分の一に改めるとともに、收支不足の場合における国庫の補助額についても、失業保険法におけると同様の措置を講ずることとしたのである。

ものでありまして、改正後の国庫負担率の割合及び保険料率は、昭和三十四年四月度から昭和三十六年までの三年間の収支の実績に照らして検討し、その結果に基いて、おそらくも昭和三十八年三月三十日までに所要の改正の手続をとるべきものといったました。

険の保険金は、通算して六日または繰り延べて四日失業した後の失業日にについて支給されることとなっており、またこの待期日数は保険収支の状況により増減する制度となっておりますが、これを固定した制度に改めるとともに、

その日数を一日短縮して通算五日、統三日とし受給要件の緩和をはかることいたしました。

改正につきましては、従来の療養給付費及び家族療養費についての国庫負担率四分の一を十分の三に引き上げると

ともに、傷病手当金及び出産手当金の支給を要する費用についてもこれと同様の国庫負担率に改めたことでありま

す。これにより実質的には国庫負担額は相当な増額となりますので、收支不均衡の予想される本制度の健全化に資

することとなるわけであります。

級区分を最低三千円から最高三万六千円までの二十等級に改め、これにより標準報酬を被保険者の報酬の実態に合つせることがあります。

第二に、基本年金額を増額して給付内容の改善を行なったことであります。現行の基本年金額は定額部分二万五

四千円と報酬比例部分とから成つてお
りますが、この報酬比例部分について、
現行法では平均標準報酬月額の千分の
五に被保険者であった期間の月数を乗
じて算出しておりますのを、平均標準
報酬月額の千分の六に被保険者であつ
た期間の月数を乗じて算出するよう改
めることによりまして、実質的には報
酬比例部分について二割の増額を行つ
とともに、現に老婦年金等の給付を受
けておる者にもこれと同様給付額を引
き上げることとしたのであります。

政府はこの法律案の成立によりまして、これら社会保険財政について均衡のとれた運営が期待できるものと考えておるのですが、なお、各制度間の全般を通じての均衡ある発展をはかるため、給付内容・各種年金制度間の通算調整、費用の負担等に関する基本構想につきましては、妥当なる結論を得るよう、今後とも一層検討を続けて参る所存であります。何どぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○大坪委員長代理 以上で説明は終りました。

（施行期日）
附 則

この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

（印紙税法の一部改正）
印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノハノ二中「第六号」を「第七号」に改める。

理由
精神薄弱者援護施設を經營する事業第一種土木工事事業とする必要

精神薄弱児施設を経営する事業、精神弱児通園施設を経営する事業と並びまして、十八歳以上の精神薄弱者を収容しその保護と更生援護を行う精神虚弱者援護施設を経営する事業を第一種社会福祉事業に加え、これを法の規制するものとに置いて、健全な運営と発展をはかるための指導、監督及び助成を行なう必要があると考える次第であります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願ひいたします。

一項の次に次の二項を加える。

2 病院を開設した者、医師及び歯科医師でない者で診療所を開設したもの又は助産婦でない者で助産所を開設したものが、病床數、病床の種別（精神病床、伝染病床、結核病床、らい病床及びその他の病床の区分別をいう。以下同じ。）その他省令で定める事項を変更しようとするときも、前項と同様とする。

3 都道府県知事は、前二項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備及びその有する人員が第二十一条及び第二十三条の規定に基く省令の定める要件に適合するときは、前二項の許可を与える。第七条の次に次の二項を加える。

が、ちょうど本年がその再計算の年に当つておりますので、将来の給付予想額及びこれに要する財源等について再計算を行なつた結果に基きまして、今は第一種被保険者すなわち一般男子及び第四種被保険者すなわち任意継続

○大坪委員長代理 次に、去る三月四日參議院より送付され、本委員会に付託になりました社会福祉事業法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。
まずその趣旨の説明を聴取いたします。坂田厚生大臣。

社会福祉事業法の一部を改正する 法律案

社会福祉事業法の一部を改正する法律

改正する。
第二条第二項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加え
る。
六 精神薄弱者援助施設（十八歳
以上の精神薄弱者を収容し、こ

（施行期日）
1 この法律は、昭和三十四年四月
一日から施行する。
（印紙税法の一部改正）
2 印紙税法（明治三十二年法律第
五十四号）の一部を次のように改
正する。
第五条第六号ノハノ二中「第六
号」を「第七号」に改める。

理由

精神薄弱者援護施設を經營する事
業を第一種社会福祉事業とする必要
がある。これが、この法律案を提出
する理由である。

○坂田国務大臣　ただいま議題となり
ました社会福祉事業法の一部を改正す
る法律案の提案理由を御説明申し上げ
ます。

この法律案は、精神薄弱者援護施設
を經營する事業を第一種社会福祉事業
に加えることをその内容とするもので
あります。

精神薄弱者福祉施策は、從来児童福
祉法により十八歳未満の精神薄弱児童
を対象とする収容施設及び通園施設を
設置し、その保護と厚生援護を行なつ
てきたのでありますが、昭和三十四年
度予算案において新たに十八歳以上の
精神薄弱者を対象とする公立施設に対
して国庫補助の道が開かれることとな
り、これを機会に成人の精神薄弱者に
対する福祉施策を強力に推進していく

所存であります。が、そのためには、すでに第一種社会福祉事業とされている精神薄弱児施設を経営する事業、精神薄弱児通園施設を経営する事業と並びまして、十八歳以上の精神薄弱者を収容しその保護と更生援護を行う精神薄弱者援助施設を経営する事業を第一種社会福祉事業に加え、これを法の規制のもとに置いて、健全な運営と発展をはかるための指導、監督及び助成を行いう必要があると考える次第であります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたしまします。

○大坪委員長代理　以上で説明は終りました。

なお、本案についての質疑は後日譲ることにいたします。

まずその趣旨の説明を聴取いたしました。坂田厚生大臣。

医療法の一部を改正する法律案
医療法の一部を改正する法律
医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正す
る。

第七条第二項中「前項の許可は、これを与えないことがある。」を「前項の規定にかかわらず、第一項の許可を与えないことができる。」に改

一項の次に次の二項を加える。
2 病院を開設した者、医師及び歯科医師でない者で診療所を開設したもの又は助産婦でない者で助産所を開設したものが、病床数、病床の種別（精神病床、伝染病床、結核病床、らい病床及びその他の病床の区別をいう。以下同じ。）その他省令で定める事項を変更しようとするときも、前項と同様とする。

3 都道府県知事は、前二項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備及びその有する人員が第二十一条及び第二十三条の規定に基く省令の定める要件に適合するときは、前二項の許可を与えるなければならない。

第七条の次に次の二項を加える。

第七条の二 都道府県知事は、次に掲げる者が病院の開設の許可又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請をした場合において、当該申請に係る病床の種別に応じ、当該地域（当該都道府県の区域による場合は、その所管区域を含む二以上の保健所の所管区域又は当該都道府県の区域をいい、このうちいすれの区域によるかは、当該申請に係る病院及びその周辺にある既存の病院の機能及び性格、交通事情等に応じ、省令の定めるところによる。）における病院の病床数が省令の定めるところに算定したその地域の必要病床数にすでに達しているか、又は当

れを保護するとともに、その生に必要な指導及び訓練を行施設をいう。)を経営する事業

所存であります。そのためには、すでに第一種社会福祉事業とされている精神薄弱児施設を經營する事業、精神

2 め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 病院を開設した者、医師及び歯

該申請に係る病院の開設若しくは病床数の増加若しくは病床の種別の変更によつてこれをこえることになると認めるときは、前条第一項の規定にかかわらず、同条第一項又は第二項の許可を与えないことができる。

一 第三十一条に規定する者

二 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の規定に基き設立された共済組合及びその連合会

三 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第二百三十四号)の規定に基き設立された共済組合

四 市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)の規定に基き設立された共済組合

五 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定に基き設立された共済組合

六 農林漁業団体職員等共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の規定に基き設立された共済組合

七 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定に基き設立された健康保険組合及びその連合会

八 国民健康保険法(昭和三十三年法律第二百九十二号)の規定に基き設立された国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会

2 前項の場合において、都道府県知事は、当該地域における既存の病床数及び当該申請に係る病床数を算定するに当つては、省令の定

めることにより、病院の機能及び性格を考慮して、必要な補正を行わなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により前条第一項又は第二項の許可を与えない処分をしようとするときは、あらかじめ、医療機関整備審議会の意見を聞かなければならない。

4 厚生大臣は、第一項及び第二項の規定による省令を定めるに当つては、医療審議会の意見を聞かなければならぬ。

5 日本国鉄道、日本電信公社、日本電信電話公社又は、労働福祉事業団は、病院を開設し、又はその開設した病院につき病床数を増加させ、若しくは病床の種別を変更しようとするときは、あらかじめ、その計画に關し、厚生大臣に協議しなければならない。その計画を変更しようとするときも、同様とする。

1 附 則
この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の第七条の二の規定は、この法律の施行前になされた病院の開設又は病床数の増加若しくは病床の種別の変更に係る許可の申請については、適用しない。

提出する理由である。

○坂田國務大臣　ただいま議題となりました医療法の一部を改正する法律案の提案の理由を説明いたします。

国民皆保険の達成を目指すに控えて、これがための基礎的条件の整備の一環として、医療機関の適正配置が緊急の施策として要望せられておることを御承知の通りであります。医療機関の適正配置の施策は、一方において無医地区その他医療機関の不足する地域において、これが新增設をはかることを要請するとともに、他方医療機関に設を規制してその乱立を防止することを期待するものであります。特に近時一部大都市等において国家的ないしは公的性格を有する病院が、当該地域の医療需要と無関係に、いわば非計画的に設置されまたは増設される傾向にあることにかんがみ、かような痛感されましたところであります。

右のような情勢に対処し、政府は、この際医療法を改正して、三公社、労働福祉事業団を始めとし、都道府県、市町村その他公的医療機関の開設者、国家公務員等の各種共済組合、健康保険組合等が開設する病院について、その新增設等により当該地区的病床数が定数をこえるようになる場合には、開設等の許可を与えないことができるよういたしたいのであります。もちろん真に医療機関の適正配置をはかるためには、単に公的性格を有する病院のみならず、私的医療機関をも含めてこ

れが総合的規制を行うことが望ましいのであります。現段階において直ちに私的医療機関の規制をもあわせ行うことは、必ずしも適当でないと考えられますので、この点につきましては近く設置を予定される医療制度調査会において慎重な討議が行われることを期待し、本法律案においては特別の措置をとることをいたしております。

本法律案による規制を行う場合の地域の選定、地域別必要病床数の算定等の基準は厚生省令で定めることになりますが、厚生大臣が右の省令を定めるに当つては医療審議会の意見を聞いてその適正を期されねばならないことをとなっております。また、都道府県知事は、病床の新增設等の許可を与えない処分をする場合は、都道府県の医療機関整備審議会の意見を聞かなければならぬこととし、その処分の適正化をはかることとしたいたしております。

なお、右のほか本法律案においては、この法律の施行に伴う必要な経過措置を定めるとともに、病院の開設許可に関する規定の整備等をはかつてあります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○大坪委員長代理　以上で説明は終りました。

なお、本案についての質疑は後日に受けたいたします。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

第四十三条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第二十六条の三に規定する規約の設定、変更又は廃止は、当該行政の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、共済契約者一人につき共済金額の総額が五万円をこえないことを定める規

○大坪委員長代理　次に、去る十九日付託になりました消費生活協同組合法の一部を改正する法律案を議題とします。

まずその趣旨の説明を聽取いたしまして、この法律案による規制を行うことと、その規制を実施する法律案として、消費生活協同組合法の一部を改正する法律案を議題とします。

本法律案による規制を行う場合の地域の選定、地域別必要病床数の算定等の基準は厚生省令で定めることになりますが、厚生大臣が右の省令を定めるに当つては医療審議会の意見を聞いてその適正を期されねばならないことをとなっております。また、都道府県知事は、病床の新增設等の許可を与えない処分をする場合は、都道府県の医療機関整備審議会の意見を聞かなければならぬこととし、その処分の適正化をはかることとしたいたしております。

なお、右のほか本法律案においては、この法律の施行に伴う必要な経過措置を定めるとともに、病院の開設許可に関する規定の整備等をはかつてあります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○大坪委員長代理　以上で説明は終りました。

なお、本案についての質疑は後日に受けたいたします。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

4 第二十六条の三に規定する規約の設定、変更又は廃止は、当該行政の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、共済契約者一人につき共済金額の総額が五万円をこえないことを定める規

な差別的取扱をしてはならない。」という規定を設けてあるわけでございますが、これは民間で現在行われております退職金の実情を見ましても、比較的長期にわたるものについては厚くかけてやるというような差別のあるのが通常でございまして、そういう場合は不利益取扱いにはならないというふうに考えておるわけでございます。しかしながらその従業員が労働組合運動をやつておるからかけないということは明瞭に第二十五条の違反になりますし、それと同時に当然労働組合法上の不当労働行為になるわけでございまして、原則として同一職場において働いておる場合に、正当な理由なくして不利益の差別待遇をしてはならないというふうに第二十五条で規定しておるわけでございます。

○鷲谷政府委員 全員加入の問題は、

強制加入の建前を採用するかどうかと

いう問題と関連する問題でございま

す。私どもがこの法案の立案に当たりま

して、その点についていろいろな角

度から検討いたしましたが、強制適用制度を採用いたしません

したのは、御承知のように現在各種の

社会保険制度におきましても、五人未

満について強制適用の制度を採用い

たしておりません。これはなかなか採

用しにくいという事情があるからそ

うふうになっておるわけでございま

すけれども、ただ今のお話の中で、

第一類第七号 社会労働委員会議録第二十三号 昭和三十四年三月二十五日

す。この法案におきましては、御承知のようにその適用対象事業場は五人未満というようなきわめて零細な事業場でございまして、そういう建前をとることは非常に困難であるが、むしろそこに重点を置いて考えておるわけでございますので、この法案の実施を考えた場合に強制適用といた無理があるという考え方、判断に立ちまして、任意適用という建前に立ったわけでございます。それで任意包括という問題があるわけであります。ですが、これは言うまでもなく、この退職金制度というのは比較的長期にわたって同一事業場に在職した者に対する制度であるわけでございます。ところで実際に職場で働いておる人の実情をみると、老齢になりまして、もう一、二年で退職するという者もございまして、そういう者はまた女子等に多く見られます。そういう者も相当あるわけでございまして、この制度であるべきではないかというふうに第二十五条で規定しておるわけでございます。

○大原委員 この法の趣旨は同一職場における従業員は差別待遇をしてはならぬという原則の上に立って、そして全員加盟させる、これは法の趣旨であ

るといふに第二十五条で規定しておるわけでございます。

○鷲谷政府委員 全員加入の問題は、

強制加入の建前を採用するかどうかと

いう問題と関連する問題でございま

す。私どもがこの法案の立案に当たりま

して、その点についていろいろな角

度から検討いたしましたが、強制適用制度を採用するかどうかと

いうのは、老人とか女子に対してこの

制度として別な目的を持つておる

ことは今官房長が申し上げた通りであ

りますが、私どもはやはり社会保険は

社会保険として別な目的を持つておる

ことは、しかしながら中小企業に

あって、この制度の運用上適当で

ます。そういう點で、この制度は、

従業者を対象とする退職金制度から考

えます。そういう点で、この制度は、

までもないのでございまして、たゞ
いま先生が御指摘なさいましたよう
に、サービス業等におきましては、女
子の従業員が非常に多いわけでござい
ます。そういったあらかじめ期間を
限つて就職するような人でなしに、五
年、十年、あるいはそれ以上長きにわ
たつてそういう戦場で働いていこうと
いう人々は、当然この制度の本来の対
象として考えておるわけでございまし
て、この制度の実施によつてそういう
人々が安心して、少しでも長くその
戦場で安定して働く、こういった条
件を作りたいというのがこの法案のね
らいであるわけでございます。

○大原委員 三十人未満の商業の中で
婦人労働者が占めている率をお話し願
いたい。

○森谷政府委員 ただいま調べまして
お答え申し上げます。

○大原委員 それじゃ、立法者の趣旨
としましては、東京電力なんか、結婚
したら六ヵ月後にはやめいと言つたの
ですが、その趣旨に賛成なんですか。

○森谷政府委員 私どもはもちろんそ
ういったことは考えておりません。

○大原委員 なじまない、そういう条
件の人について、それは主として対象
じゃないというのですが、そういう人
をなじませるのが法律ではないです
か。内容においても私は大問題がある
と思うのですけれども、そうではない
のですか。

○森谷政府委員 繰り返しになります
が、たとえの引き方があるいは適当で
ないかもしれません、たとえば、一
年たつて結婚する、一年間ある場所で
働くというような人につきましては、
この退職金という制度になじまな

いということを申し上げているわけですが、返しになりますが、この法案の退職金を支給しないといふ建前をとつておる。また、民間で任意積み立てでやつております百三十九ヶ団体の実例を見ましても、大体のところにおきましては、二年以内の在職者に対する退職金を支給しないといふ建前をとつておるのが通例でござります。そういうことを申し上げてござるのであります。それで、女子に対してこういった制度を適用すべきでないというような考え方には全く持つておりません。

○大原委員 もよと資料が出るまで何ですが、実際には非常に短期間しか就職しないのだ、そういうことを想定して、従業員の中で差別扱いをする立法をして、一部の営業政策、事業政策の上から者を見てみて、やつた方が都合がよいという人に対してこれを制限加盟にしておきまして、それに対して国の補助をやつしていく、こういうシステム、これは法案の実益の問題とも関連がある、これは法案の実益の問題とも関連があり、これは就業規則その他いろいろ労働条件の一一番大切な問題に対する労働者の権利を制限するではないですか。労働大臣、どうですか。

えは、大原さんも御存じのようだ、たゞ
へ行つてみましても、六年も七年も働
いておつた女中さんがやめるときには
よくやつてくれたといふことで五千円に
くらいなものやつておるといふよ
な話を、聞いておる人々からしばしば
聞くのであります。そういうことでは
困るのであります。従つて、ある程度み
長期に働いている人がおやめになるとき
には一定の退職金がもらえるといふよ
うな安定した、しかも将来に楽しみ
を持つて働いてもらおうというふうに工
作げることが、そこに働いておる労
働者の保護にもなりますし、また事業
を經營されておる人々も安心してとみ
に仕事をやつてもらえる、そういうう
とを助成することが必要である。しか
しながら、きわめて短期に結婚までの
間他人の飯を食つて社会の勉強をして
うといったような限られた女性たち、
この人々にかりに退職金といふうな
ものを考へる場合には、御承知のよ
うに、われわれがどのように計算いたし
ましたも、やはり長期に働かれた人々
にある程度の金額に達するもの、しか
るもの考へる場合には、御承知のよ
うに、われわれがどのように計算いたし
ましたも、やはり長期に働かれた人々
金を支給するというカープをとつてみ
ますと、上の方がずっと低くなつてし
まいます。これはいたし方のないこと
であります。そこで、今まで社会通情
としてはこの辺のところはよからうとい
うようなことで五年以上ということでは
が言い出されておりますので、これは
比較的の社会の常識的なことではない
か。しかし、きわめて短期に働かれる
人々を、そういうものはどうでもい
い、こういうことを言つておるのでは
ありませんが、少くとも事業団とい

ものを設けて、永続して働いた人々にはそれだけ多く退職金をやりたい、これは一般的の社会通念でありますから、そういうふうな期待を裏切らないようになります。私どもの趣旨は今申し上げましたように、この問題に対する退職金という制度は、みんなが期待しておることであるから、その常識的なカーブといふのをとつてみると、やはり一定限度勤めた人々からだんだんに昇るカーブを作っていくというふうな退職金のあり方が一番妥当ではないか、こういうのが政府が本案を策定いたしました精神であります。

らなければならぬというふうに、たび重ねて言葉ではいっているけれども、それは一つの倫理規定であつて、何らこれには拘束性や罰則はない。そういう底が抜けている法条を作りましたが、趣旨はいいかもしませんけれども、実際に從業員の生活を安定させて、雇用を安定させるということとはおよそ縁遠いのじやないか。罰則の点におきましては、労働者の労働条件の最も基本となります賃金、労働時間につきまして均等待遇の条項がござります。すなわち「使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。」という規定がございます。御承知のように労働基準法におきましては、労働者の最低条件を厳守させると建前から、相當きびしい罰則を設けまして強行しておるわけでございますが、この第三条については罰則がないわけでございます。この第三条との平仄といいますか、バランスからいいますと、この法案における第二十五条の差別待遇禁止の取扱いについて罰則を設けないというのは、ある程度首肯できる事とではないかというふうに考えておるわけでございます。

金に足りない金額、それから六年未満は銀行の積立預金、定期預金等に足りない金額、七年から五%の国庫補助がある。大臣は一〇%の補助、一〇%の補助と言われるが、これは十年以上でありますことは御承知の通りであります。実態は、そういう勤続年数の実態といふか、生活の実態から出でるのです。安定性がないということも一つの生活の実態です。そういう実態から出ておりまして、しかも法案の内容といふものは、権利として保障しているのだ、それを妨げておるのじゃないといふながら、実際に労働条件に対し支払う金の中で退職積立の方へ回した。そういう中におきまして、しかもそういうふうに勤務の実態とは離れておるわけです。三年未満が実態だ。女子だったら一年平均というのが三十人未満の商業事業場等の実態だ、しかもこの法案の内容といふものは、そういうふうに六年勤続いたしましても、そこでもらう金は銀行へ定期預金をしたよりも少い、こういうことについては、私どもはいろいろこの間も公聴会のときにはお話ししたのですけれども、他方へ行って、商店の人とか旅館の人なんかに聞いてみたら、そういうことはわかつて、実際に商工会議所その他から益がないんじゃないか、そういう点について、実益のない法律だと思うのですが、労働大臣はどうお考えになりますか。

法律の目的の大きな一つのねらいは、やはり中小零細企業が安定して、一定の労務の供給を受けて、その経営が成り立つていくように、それがまた成り立たなければ、どんな制度を設けてようとしても、やはり賃金も払えなければ、退職積立も不可能である。従って比較的長期に、そしてよい労働を安定した形で供給を受けて、その零細企業が維持できていくことが必要であります。従って今この法案を出します前に、自主的に百余りやつておるものを見ましても、やはり一定の年限以上の勤続者に退職金を支給する、これは日本の中識であります。一年かそこらでおやめになる人に退職金といいうのは、よほど何かの好意を持ち、そういう立場でやられるものは別であります。が、「(公務員は一年でやつておるじゃないか」と呼ぶ者あり)そこで、私はやはりこの法律が目的としておるところは、比較的長期に安定した労務の提供を受けて零細企業が存続していくということが前提でありますから、やはりこれを楽しんで働いていたくことが短期に勤めた者に対しては、それだけ重要なことでありますし、従つてわれわれは現在の段階において、中小企業の退職金制度を考慮する場合においては、まず政府案の程度のカーブがきわめて妥当なものではないか、こういふように理解いたしておるわけでござります。

中小企業といふものは非常に狭い視野の範囲で経営をいたしておりますから、こっちを減らしてこっちへと、いろいろ操作することになる。實際には勤続年数はそういうふうに短かいので、元を取れるのは大体七年くらいになりますて、そういう元が取れるようないふる操作がなされることがあります。それで退職金だけを制度として設けて共済するのだといつたって、實際はそういう実態に即かないのではないか。趣旨はいいけれども、実態に即さないような法律を作ったのでは、法の運営に重大な支障があるのではないか。そういう点を言つていいのです。それはカードができるのはいいのですよ。國家公務員は一ヵ年やれば、地方公務員だって大体一ヵ月分くらいの退職金があるわけです。しかもはつきり受益者が労働者だというふうに政府の趣旨にありますから、そういう法の体系においてやっておきながら實際には、そういうふうに掛金をかけましても、そういう勤務の実態から非常にかけ離れたような劣悪な条件の、そういう法案を作られたのです。これは私は作られたあとにおいて大問題になるんじゃないかな、そう思ひますが、官房長どうですか。

ここで私どもの統計から見ますと、百人未満の事業場における平均勤続年数が約四年になつておるわけでござります。そこでこの退職金制度が任意適用でございますので、先ほど来から申し上げておりますように、初めから短期しか就職しないというようなものが除外されていくというような点を考えますと、大体平均勤続年数は五年程度になるのではないかというふうに見ておるわけでござります。そこで労働者としましても、当初原案におきましては五年以降から国庫補助をつけるというふうに考えて、大蔵省ともそれは教訓にわたつて折衝をいたしたのでございますが、こういった任意適用の制度に主張がなかなか通りにくかつたわけでござります。そこで結論としまして、七年以降、十年以降ということで落ちついたわけでござりますが、この点は確かに先生御指摘のように若干実情と食い違つておる点もございますので、漸次この点はできるだけすみやかにこういった実情に合うように改善して参りたいというふうに考えておるわけでござります。

○澁谷政府委員 この点につきましては前回の委員会において大臣からもお答え申し上げたのでございますが、事業団において行う仕事は、御承知のように退職金を定められた別表に従いまして支給するという定型的な業務であるわけでございます。従つて厳密な意味においての運営審議会というもののが必要がないのではないかという考え方にして、原案には載つておらないわけでございますが、先般国会を通過いたしまして実施いたしております労働福祉事業団の例にもございますように、実際上の措置をいたしまして労使、公益の関係者から参与というふうな形式において参加していくようになつて参りたいと考えておるわけでござります。

○大原委員 十条の三項には、自己の責めに帰すべき事由により退職したときに減額されるということがあるんだが、その判定については何ら労働者に発言権がないのです。一つだけ取り上げたってそういうことがつかれるのではございません。だから制度上労働者に対して発言権が保障されない、既得権を剥奪するような、労使対等の原則に反するようなものは絶対に承服することはできません。一応これでやめておきます。

○園田委員長 次会は明二十六日午前十時より開会することにして、本日はこれにて散会いたします。